

令和 2 年度（2020 年度）エゾシカの可猟区域及び期間等について

- 1 手続に係る根拠（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。））
 - (1) エゾシカ捕獲の取扱い（環境大臣による制限）

期間の限定 10月1日～翌年1月31日（法第11条第2項）
 - (2) 一部の区域等で捕獲を禁止する場合（法第12条第2項）

法第12条第6項の規定に基づく法第4条第4項及び法第7条第5項の準用により、審議会及び利害関係人の意見を聴くこととされている。
 - (3) 期間延長する場合（法第14条第2項）

法第14条第4項の規定に基づく法第4条第4項及び法第7条第5項の準用により、審議会及び利害関係人の意見を聴くこととされている。

2 基本的な考え方
 北海道のエゾシカ生息数の増加を抑制するため、狩猟においてもメスジカの捕獲数をできる限り確保する必要があることから、規制緩和するとともに、オスジカの捕獲頭数の制限を継続する。

- 3 可猟区域及び期間等
 - (1) 可猟区域

エゾシカ可猟区域は、離島及び次の区域を除いた区域とする。

 - ① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により捕獲が禁止されている鳥獣保護区、その他生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域
 - ② 生態系への影響回避等の観点から、可猟区域から除外する区域
 - ア 知床半島基部の一部
 - イ 国有林野管理経営規定等に基づく保護林及び緑の回廊の区域（一部地域を除く。）
 - ウ 道有林の一部

(2) 可猟期間
 環境大臣が定める北海道における可猟期間は10月1日から翌年1月31日までであるが、エゾシカの生息数の増加及び生息区域の拡大を抑えるためには、狩猟による捕獲の機会を最大限に確保する必要があることから、可猟期間を3月31日まで延長する。
 ただし、西興部村猟区及び占冠村猟区のほか、許可捕獲により効率的に捕獲を進める必要があるなど、地域の実情に応じて調整が必要と認められる市町村については、延長の期間を個別に設定する。
 また、農耕地等における事故防止等の観点から規制が必要な地域においては、10月1日から10月23日までの期間はエゾシカの狩猟を禁止し、10月24日を開始日とする。
 なお、斜里町の一部地域においては、捕獲効率の向上を目的として、可猟期間に中断期間を設けることとする。

	A 区域	B 区域	C 区域	D 区域	E 区域	F 区域※1	猟区※2
R1	10/1～3/31	10/1～1/31	10/19～3/31	10/19～2/29	10/19～1/31	10/19～1/5 1/18～1/31 2/15～2/29	9/15～4/15
	A 区域	—	B 区域	C 区域	D 区域	E 区域※1	猟区※2
R2	10/1～3/31	—	10/24～3/31	10/24～2/28	10/24～1/31	10/24～1/3 1/16～1/31 2/13～2/28	9/15～4/15

※1 斜里町の一部（中断期間の設定）
 ※2 西興部村猟区及び占冠村猟区

(3) 捕獲数の制限

メスジカの捕獲を促進するため、銃猟によるオスジカの捕獲については、12月1日以降は一人1日当たり1頭までとする。

4 銃猟の自粛要請

希少猛禽類の繁殖への影響をできるだけ回避するため、昨年度は多くの営巣地が存在する宗谷管内の海岸・湖沼付近に自粛区域を設定し、営巣時期の3月の銃猟の自粛要請をしていたが、本年は、影響の少ないと考えられる一部区域を除外する一方、営巣準備の始まる時期も含めた2月、3月を自粛要請することとした。

5 前年度（令和元年度（2019年度））との変更点

- (1) 前年度のB区域（中標津町、羅臼町）については、他の根室管内市町の可猟期間に合わせることにし、変更する。これに伴い、前年度のB区域を廃止し、本年度は前年度のC区域をB区域に繰り上げ、以下同様に繰り上げて、F区域を解消する。
- (2) B、C、D、及びE区域の開始日を土曜日とするため、10月24日に変更する。
- (3) D及びE区域の終了日は2月末日としているため、閏年であった前年度の2月29日から2月28日に変更する。
- (4) 釧路管内の弟子屈町の可猟期間について、農耕地での事故防止等の観点から、農作業の方法が似ている近接のオホーツク管内のC区域に合わせ、変更する。

令和元年度（2019年度）エゾシカ個体数指数等について

1 令和元年度（2019年度）エゾシカ個体数指数について

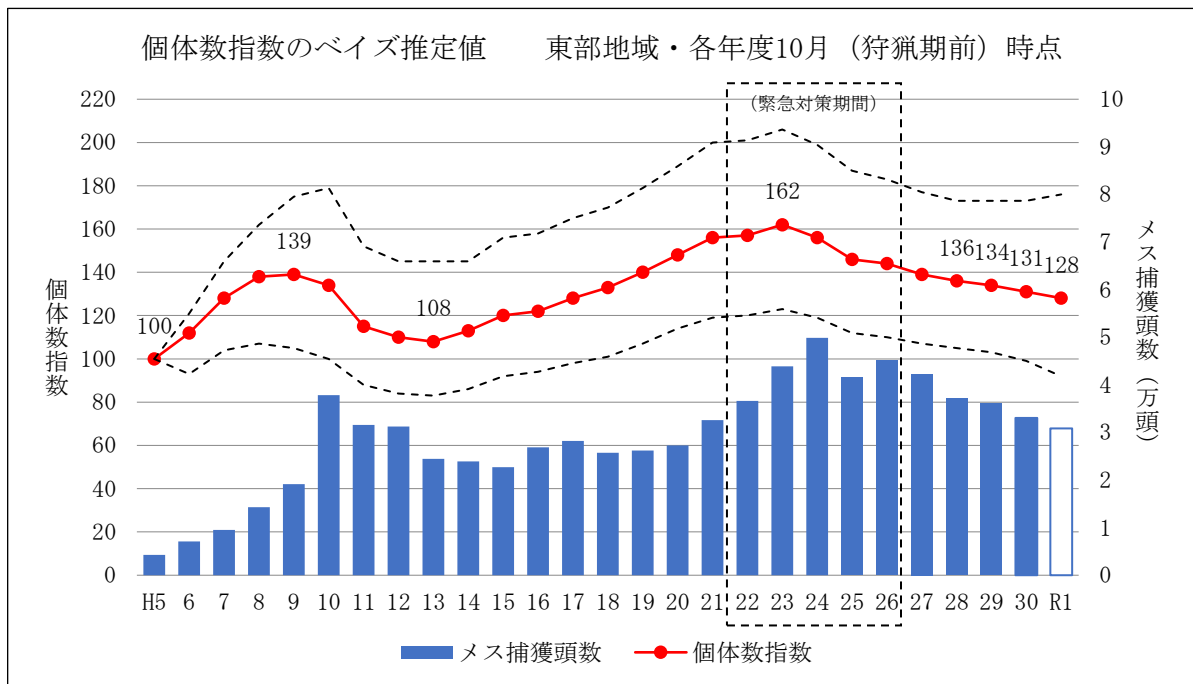
各種調査から得られた結果について、基準年の値を100として基準化し、毎年の生息動向を相対値で表したものの。

(1) 東部地域（オホーツク、十勝、釧路、根室管内）

128（95%区間：92～176）

【令和元年（2019年）10月（狩猟期前）時点、平成5年度（1993年度）を100とした指数】

- 平成30年度（2018年度）は、最新データの解析によって、131（95%区間：99～173）と上方修正された。
- 東部地域の個体数指数は、平成14年（2002年）頃から増加に転じ、平成23年度（2011年度）には過去最高の個体数に達したが、平成24年度（2012年度）以降は、減少したと推定される。
- 1年当たりの増加率を21%と仮定すると、令和元年度（2019年度）の個体数は、29万頭から47万頭の間にある（95%区間）と推定される。
- 上記の振興局別の内訳としては、オホーツク2万9千～7万6千頭、十勝5万7千～13万頭、釧路・根室16万7千～35万3千頭と推定される。
- 平成28年度（2016年度）までの推定に比べ、個体数は過去に遡って上方修正されている。
- 令和元年度（2019年度）のメスジカ捕獲頭数は、狩猟で約0.7万頭、許可捕獲で約2.3万頭を記録した。エゾシカ個体数の減少を加速させるためには、令和2年度（2020年度）において、約3万8千頭のメスジカ捕獲が必要であり、許可捕獲によるメスジカ捕獲頭数を約2万7,500頭確保する必要がある。



※R1の捕獲頭数は、速報値。

(2) 西部地域（石狩、空知、上川、留萌、宗谷、胆振、日高管内）

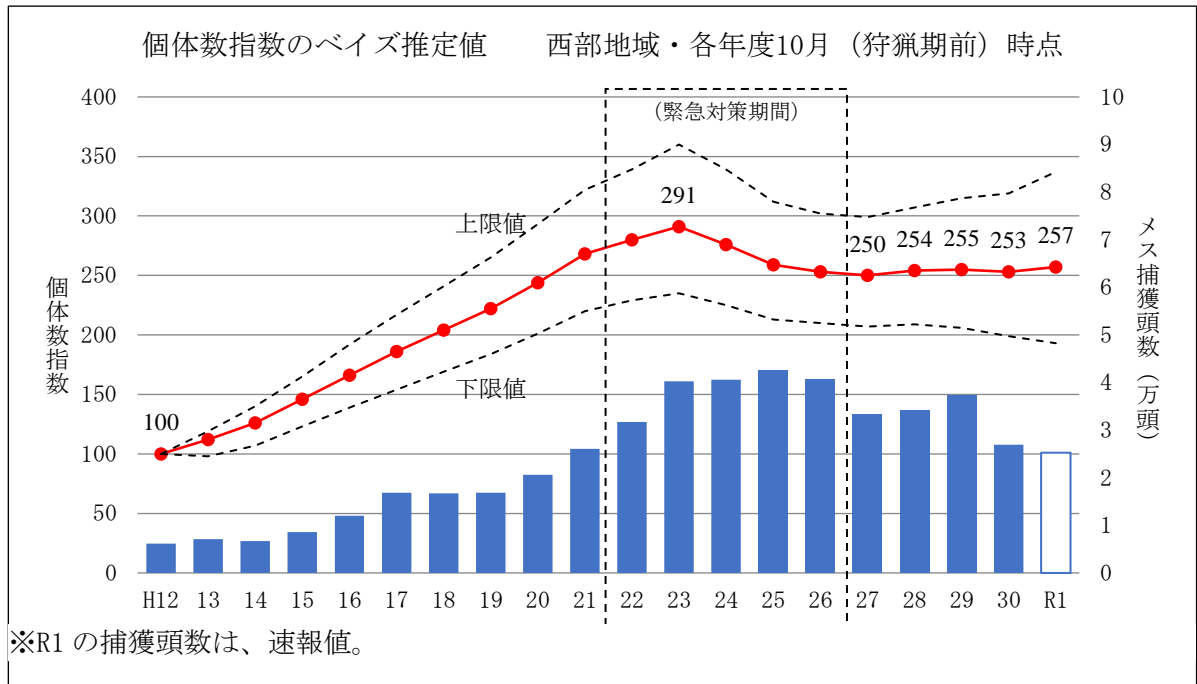
257（95%区間：193～337）

【令和元年（2019年）10月（狩猟期前）時点、平成12年度（2000年度）を100とした指数】

- 平成30年度（2018年度）は、最新データの解析によって、253（95%区間：199～319）と下方修正された。
- 西部地域の個体数指数は、全域で増加傾向が続き、平成23年度（2011年度）には過去最高の個体数に達した。その後、平成24年度（2012年度）以降は一旦減少傾向が見られたが、平成27年度（2015

年度) 以降に再び増加に転じた可能性がある。

- 1年当たりの増加率を21%と仮定すると、令和元年度(2019年度)の個体数は25万頭から56万頭の間にある(95%区間)と推定される。
- 令和元年度(2019年度)のメスジカ捕獲頭数は、狩猟で約6千頭、許可捕獲で約2万頭を記録した。エゾシカの個体数を再び減少させるためには、令和2年度(2020年度)において、約4万5千頭のメスジカ捕獲が必要であり、許可捕獲によるメスジカ捕獲頭数を約3万1千頭確保する必要がある。

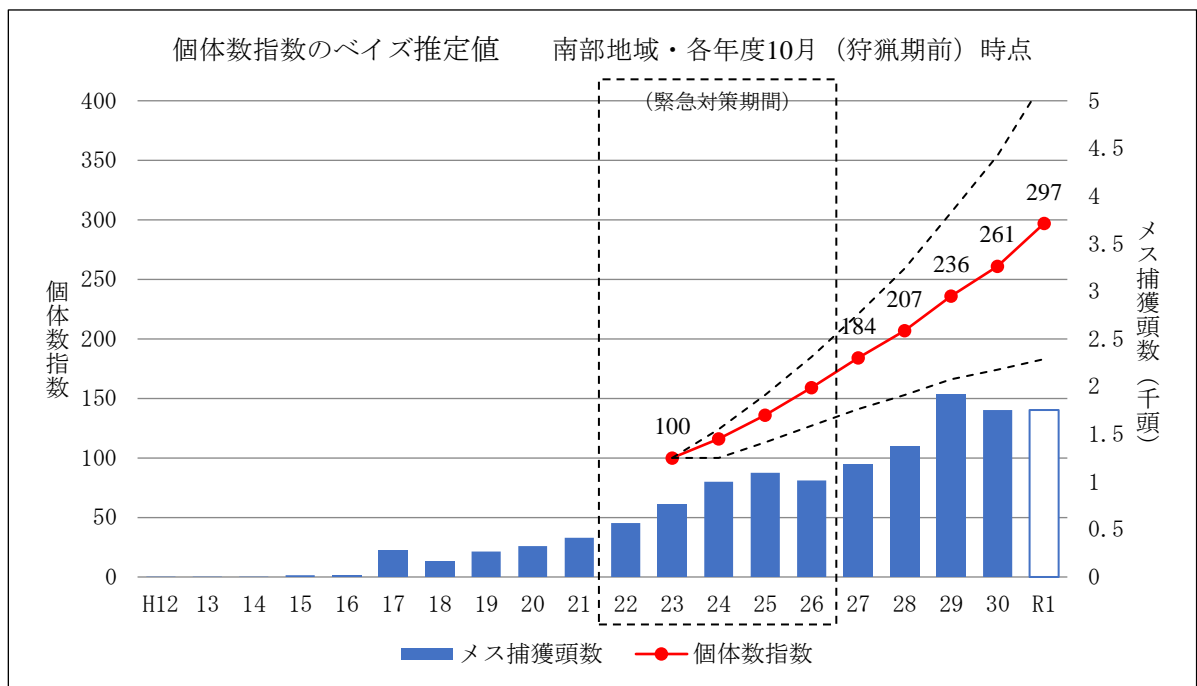


(3) 南部地域（渡島、檜山、後志管内）

297（95%区間：183～417）

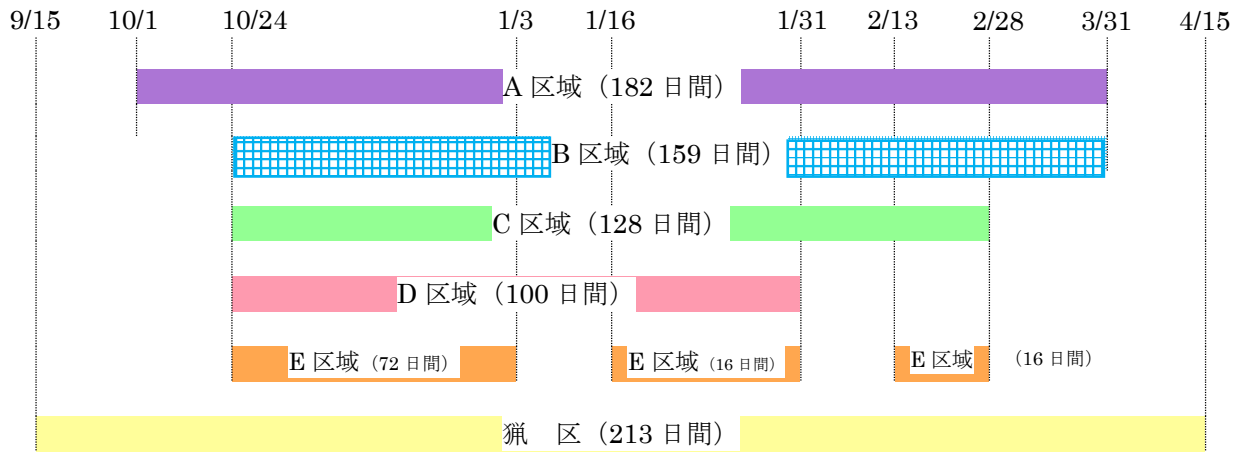
【令和元年（2019年）10月（狩猟期前）時点、平成23年度（2011年度）を100とした暫定値】

- 平成30年度（2018年度）は、最新データの解析によって、261（95%区間：174～354）と下方修正された。
- 南部地域の個体数は減少しておらず、増加が継続していると推定される。このため指数は暫定値とした。
- 1年当たりの増加率を21%と仮定すると、令和元年度（2019年度）の個体数は、3万頭から15万頭の間にある（95%区間）と推定される。
- 令和元年度（2019年度）のメスジカ捕獲頭数は、狩猟で約600頭、許可捕獲で約1,300頭を記録した。エゾシカ個体数の増加に歯止めをかけるため、一層の捕獲圧をかけることが必要である。

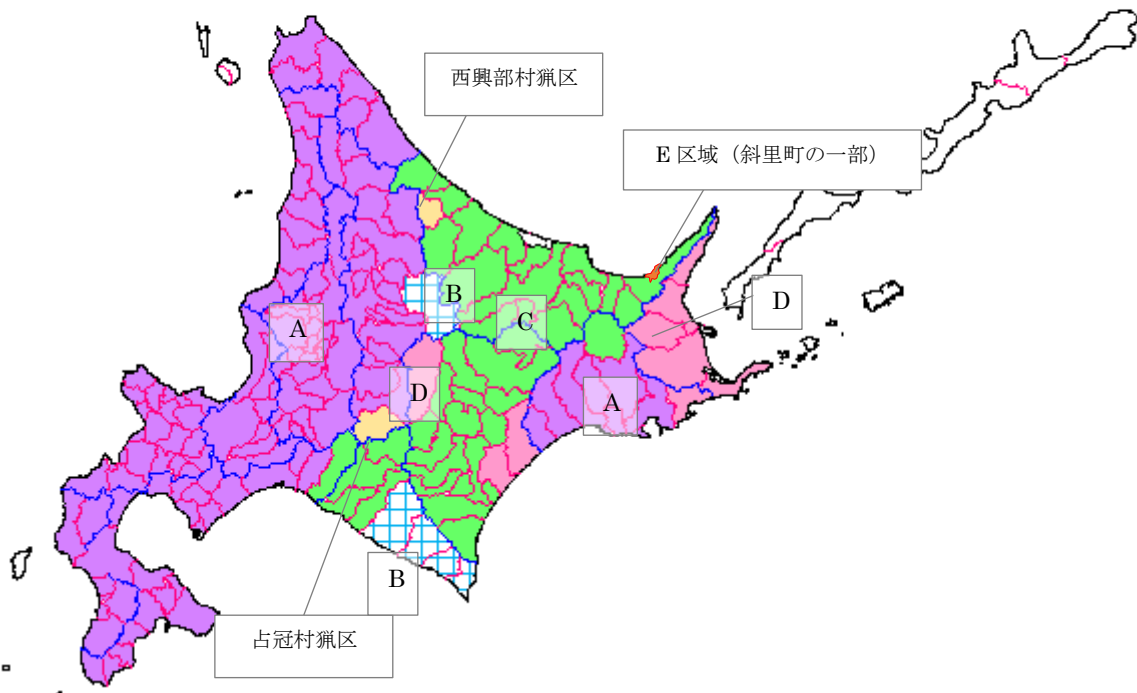


※R1の捕獲頭数は、速報値。

令和2年度（2020年度）エゾシカ可猟区域及び期間



国土地理院承認 平14総複 第149号



A 区域	B 区域	C 区域	D 区域	E 区域	猟 区
10/1 ~ 3/31	10/24 ~ 3/31	10/24 ~ 2/28	10/24 ~ 1/31	10/24 ~ 1/3 1/16 ~ 1/31 2/13 ~ 2/28	9/15 ~ 4/15

※ 一人1日あたりの捕獲上限 制限なし
 (ただし、オスジカは、12月以降の銃猟については一人1日あたり1頭)

自 然 第 7 6 3 号
令和2年(2020年)7月28日

北海道環境審議会
会長 中村 太士 様

北海道知事 鈴木 直道



令和2年度(2020年度)エゾシカの可猟区域及び期間等について(諮問)
このことについて、エゾシカの適正な個体数管理を図るため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第12条第6項及び第14条第4項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、貴審議会に諮問します。

(環境生活部環境局自然環境課)

環境審第14号

令和2年(2020年)7月28日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境審議会会長 中村 太士



令和2年度(2020年度)エゾシカの可猟区域及び期間等について(答申)

令和2年7月28日付け自然第763号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、原案を適当と認める旨決議したので答申します。